

1. 計画策定の趣旨

本市は、昭和 43（1968）年に第一次の総合計画を策定して以来、社会経済情勢の変化などに対応しながらよりよいまちづくりを目指し、様々な施策を積極的にすすめてきました。

平成 17（2005）年の市町村合併直後に、第七次総合計画を策定し、都市像を「やさしさと活力にあふれるまち『飛騨高山』」と定め、多様な地域資源や地域特性を活かした個性あるまちづくりをすすめる中で市民サービスの向上を図りつつ、新市としての一体感の醸成に向けたまちづくりに取り組んできました。

今日の本市を取り巻く状況は、人口減少・少子高齢化の進展、経済環境の変化、環境・エネルギー問題の顕在化、安全・安心意識の高まり、価値観・ライフスタイルの多様化、地方財政状況の深刻化などにより大きく変化しています。

総合計画については、平成 23（2011）年の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務は無くなりましたが、本市は高山市総合計画条例を制定し、総合計画の根拠と位置付けを明らかにした上で、これに即して市政を総合的かつ計画的に運営していくこととしました。

こうした状況の中、市民が主役という基本的な考えのもと、今後 10 年間の総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示す第八次総合計画を策定するものです。

2. 計画の構成、期間

本市の総合計画は、「基本計画」、「実施計画」、「財政計画」で構成します。

基本計画

まちづくりの基本理念や都市像を明らかにし、その実現のために必要な施策の体系及び方向性を示します。

期間は平成 27 (2015) 年度から平成 36 (2024) 年度までの 10 年とし、5 年で見直しを行います。

実施計画

基本計画に示された施策の方向性に基づく事業を定め、事業規模などを示します。

期間は、平成 27 (2015) 年度から平成 31 (2019) 年度までの前期計画 5 年、平成 32 (2020) 年度から平成 36 (2024) 年度までの後期計画 5 年とし、毎年見直しを行います。

財政計画

実施計画と予算の整合性を保ち、健全な財政運営を確保するため、中長期的な財政収支見直しを示します。

期間は、実施計画と同じ前期計画 5 年、後期計画 5 年とし、毎年見直しを行います。

